

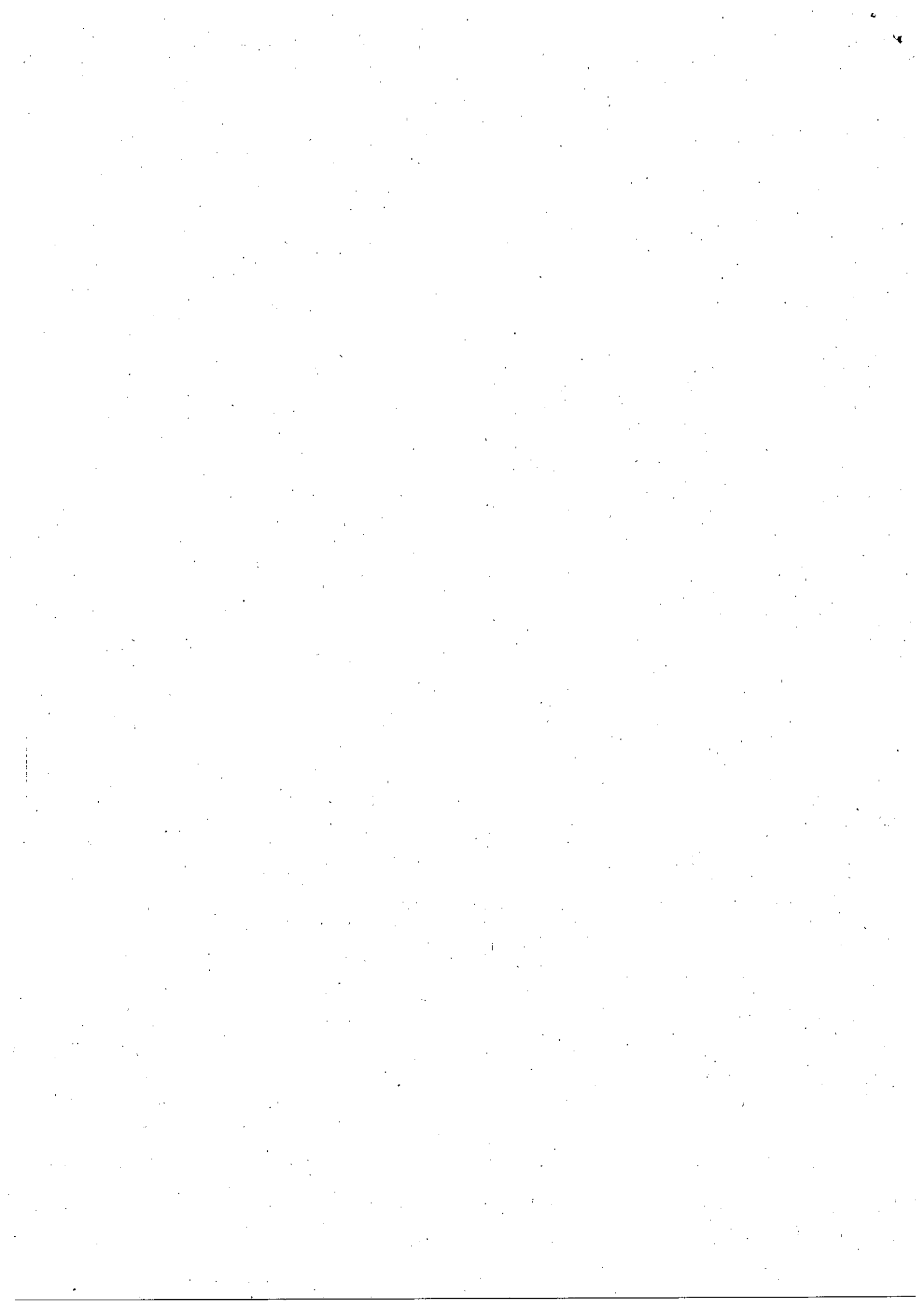
令和3年2月市議会 総務委員会資料

第34号議案 長崎市公衆浴場条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	1
2 施設の概要	1～3
3 施設の状況	3
4 池島地区の世帯数及び人口の推移	4
5 新旧対照表	5～6

北総合事務所

令和3年2月



1 条例改正の概要

(1) 改正理由

池島地区においては、入浴設備がない市営住宅が多く、公衆浴場の民間参入も見込めないことから、地域住民に入浴の場所を提供し、公衆衛生の向上に資するため、池島港浴場及び池島東浴場を設置している。

しかしながら、2箇所の公衆浴場の維持管理に多くのコストを費やしている状況であり、なおかつ池島東浴場については既にボイラー設備が耐用年数を超えている状況である。

また、池島地区の人口は減少傾向で、今後も減少が見込まれており、浴場の利用者も少ない状況である。

これらの状況から、公衆浴場を必要な規模に縮小し、適切に施設の維持管理を行いながら住民サービスを継続するため、池島東浴場を廃止し、池島港浴場1箇所に統合を行いたいもの。

(2) 改正の内容

ア 題名の改正

条例の題名を、「長崎市池島港浴場条例」に改める。

イ 池島東浴場の廃止に伴う条文の整備

「池島東浴場」に関する条文を削除するほか、所要の整備を行う。

(3) 施行期日

令和4年4月1日

2 施設の概要

(1) 設置状況

施設名	池島東浴場	池島港浴場	
所在地	池島町1240番地5	池島町154番地	
建築年月日	1970年9月	1964年3月	
主な施設内容	構造	鉄筋コンクリート造 平家建	木造平家建
	敷地面積	400.91㎡	232.56㎡
	建築面積	395.90㎡	212.60㎡
	ボイラー改修	2002年	2012年

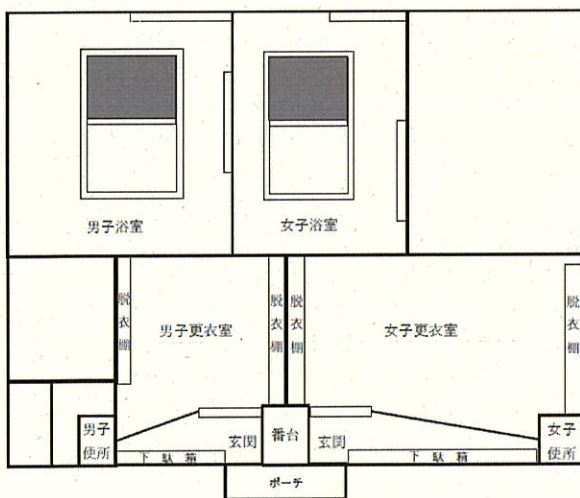
(2) 位置図



(3) 平面図及び外観写真

ア 池島東浴場

(平面図)

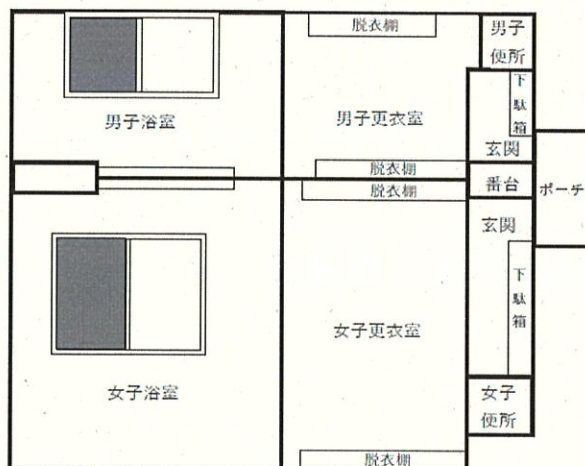


(外観)



イ 池島港浴場

(平面図)



(外観)



3 施設の状況

(1) 利用者数

(単位：人)

施設名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
池島東浴場	年間	4,509	4,360	4,426	4,307	5,339
	1日平均	15	14	14	14	17
池島港浴場	年間	8,595	8,830	8,584	7,866	7,410
	1日平均	28	28	28	26	24

(2) 収支状況

(単位：千円)

施設名	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
池島東浴場	収入	400	377	389	381	478
	支出	8,062	7,219	7,293	8,142	8,588
	収支	▲7,662	▲6,842	▲6,904	▲7,761	▲8,110
池島港浴場	収入	816	826	812	718	688
	支出	7,472	7,589	7,059	7,171	8,249
	収支	▲6,656	▲6,763	▲6,247	▲6,453	▲7,561

(3) 利用者1人あたりに係る経費

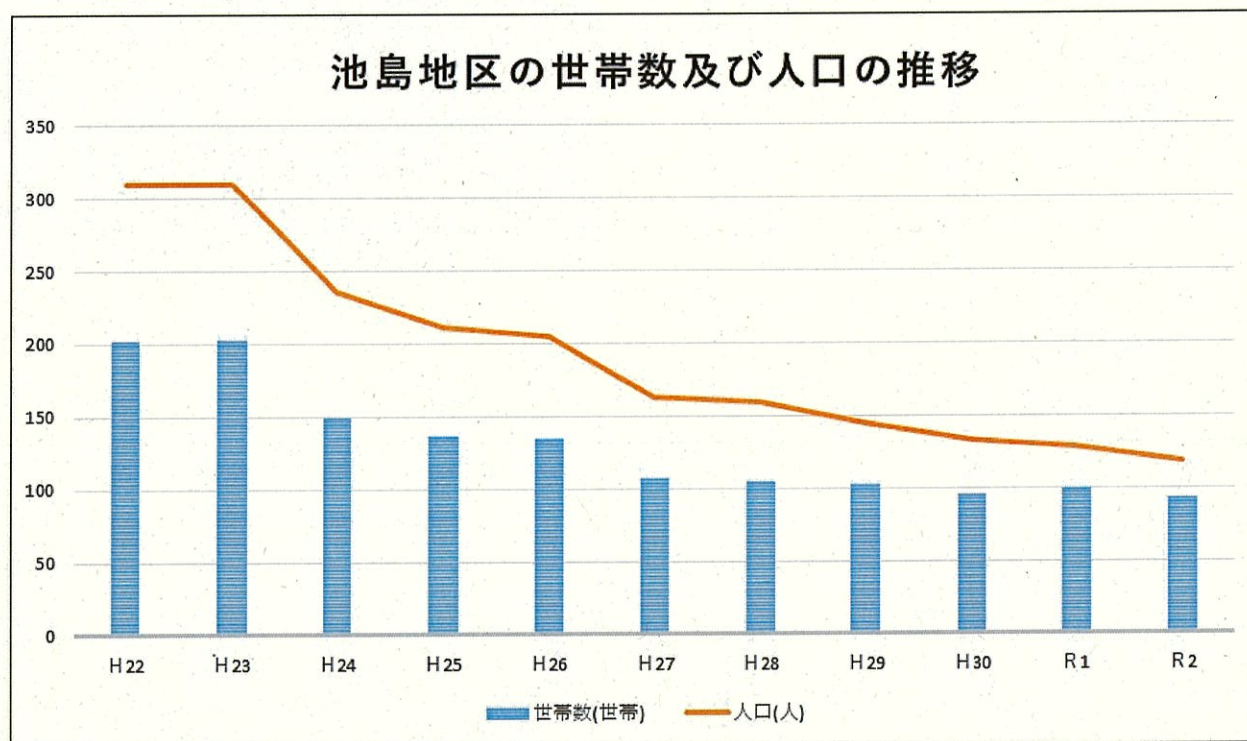
(単位：円)

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
池島東浴場	1,788	1,656	1,648	1,891	1,609
池島港浴場	869	859	822	912	1,113

4 池島地区の世帯数及び人口の推移

(※各年12月末時点)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
世帯数(世帯)	202	203	149	137	135	107	105	103	96	99	93
人口(人)	310	310	236	211	205	163	159	145	133	128	118



5 新旧対象表

現行	改正案						
<p>○<u>長崎市公衆浴場条例</u></p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 条例第51号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、地域住民に入浴の場を提供し、公衆衛生の向上に資するため、<u>公衆浴場</u>を設ける。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公衆浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="119 940 782 1093"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市池島東浴場</td> <td>長崎市池島町1240番地5</td> </tr> <tr> <td>長崎市池島港浴場</td> <td>長崎市池島町154番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第3条 <u>公衆浴場</u>を利用しようとする者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第5条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、<u>公衆浴場</u>への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p>	名称	位置	長崎市池島東浴場	長崎市池島町1240番地5	長崎市池島港浴場	長崎市池島町154番地	<p>○<u>長崎市池島港浴場条例</u></p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 条例第51号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、地域住民に入浴の場を提供し、公衆衛生の向上に資するため、<u>長崎市池島港浴場</u>(以下「池島港浴場」という。)を長崎市池島町154番地に設ける。</p> <p>[削除]</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 <u>池島港浴場</u>を利用しようとする者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第4条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、<u>池島港浴場</u>への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p>
名称	位置						
長崎市池島東浴場	長崎市池島町1240番地5						
長崎市池島港浴場	長崎市池島町154番地						

現行	改正案																						
<p>(3) 公衆浴場の管理上支障があると認められる者</p> <p>(4) その他市長が適当でないとする者 (損害賠償)</p> <p>第7条 公衆浴場の建物、附属設備等を汚損し、<u>き損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(3) 公衆浴場の管理上支障があると認められる者</p> <p>(4) その他市長が適当でないとする者 (損害賠償)</p> <p>第6条 <u>池島港浴場</u>の建物、附属設備等を汚損し、<u>毀損し</u>、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>																						
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="132 1261 775 1574"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>当日券</th> <th>回数券(11回分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>円 100</td> <td>円 1,000</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は 中学校の生徒</td> <td>50</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童及び中学校の生徒を除く。）をいう。</p>	区分	金額		当日券	回数券(11回分)	一般	円 100	円 1,000	小学校の児童又は 中学校の生徒	50	500	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="815 1261 1497 1574"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>当日券</th> <th>回数券(11回分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>円 100</td> <td>円 1,000</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童又は 中学校の生徒</td> <td>50</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童及び中学校の生徒を除く。）をいう。</p>	区分	金額		当日券	回数券(11回分)	一般	円 100	円 1,000	小学校の児童又は 中学校の生徒	50	500
区分		金額																					
	当日券	回数券(11回分)																					
一般	円 100	円 1,000																					
小学校の児童又は 中学校の生徒	50	500																					
区分	金額																						
	当日券	回数券(11回分)																					
一般	円 100	円 1,000																					
小学校の児童又は 中学校の生徒	50	500																					